

みよし市土砂等の埋立て等による土壌の  
汚染及び災害の発生の防止に関する条例  
(通称：土壌汚染防止条例)

# 申請の手引き

みよし市役所 都市計画課

## 特定事業の許可申請をされる皆さまへ

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆さまに、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続に必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に十分留意され、適正な土砂等の埋立て、盛土、たい積を行われるようお願いいたします。

## 目 次

第1 条例の概要	1~3
第2 特定事業許可申請書の作成要領	4~7
第3 一時たい積特定事業許可申請書の作成要領	8~10
第4 特定事業変更許可申請の作成要領	11
第5 特定事業の軽微な変更	11~12
第6 特定事業の施行（許可後の手続）	13~14
第7 定期報告	15
第8 特定事業の完了	16
第9 特定事業の廃止・中止	17
第10 特定事業の終了	17~18

# 第1 条例の概要

土砂等の埋立て等を行おうとする場合は、この条例の規制対象となり、特定事業に該当する場合は、市長の許可を受ける必要があります。

## 1 用語の説明

### ○土砂等の埋立て等

⇒ 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為をいいます。埋立てに限らず、土地へたい積する行為すべてが該当します。

### ○土砂等

⇒ 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいいます。土砂とは地表、地盤等を掘削するなどして採取された土、砂や粘土です（石や砂利が混入しているものを含まず）。コンクリートを破砕したものやスラグなどは土砂には該当しません。

### ○特定事業

⇒ 土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所で発生し、又は採取された土砂等を使用する土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000㎡以上であるものをいいます。

(注)

- ・事業区域内で切土、盛土のみを行う場合は、特定事業には該当しません。
- ・土砂等の埋立て等の規模が、変更により1,000㎡以上になる場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

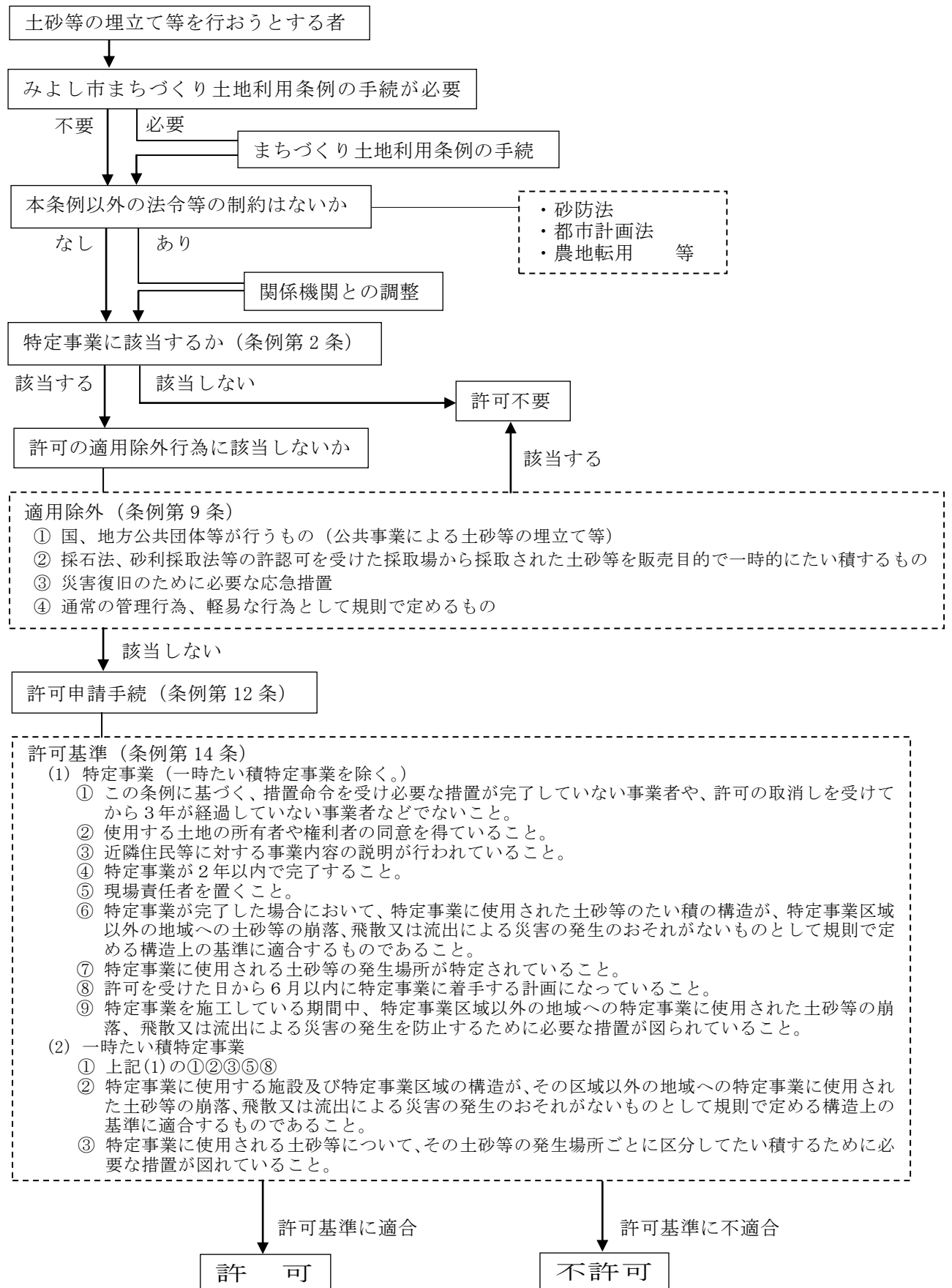
### ○一時たい積特定事業

⇒ 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものをいい、土砂等の仮置きなどがこれに該当します。

### ○特定事業場と特定事業区域の違いについて

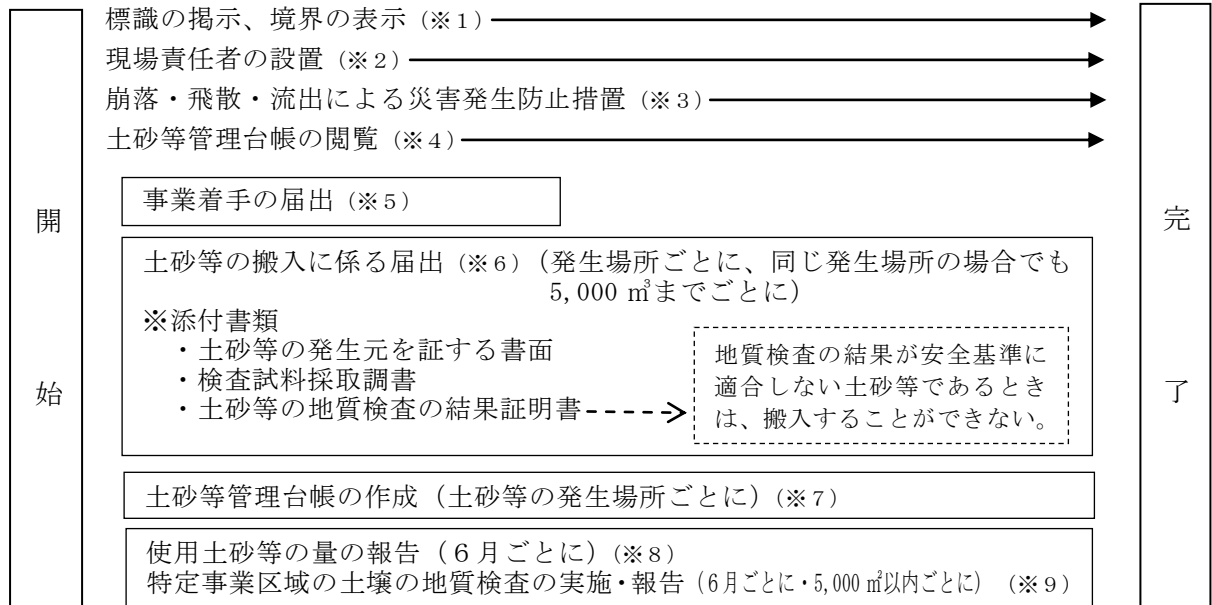
⇒ 「特定事業区域」とは事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等が行われる区域であり、「特定事業場」とは特定事業区域と特定事業に供する施設（搬入路、現場事務所、保安地帯などの事業区域外の土砂等による土砂等の埋立て等を行わない区域）を合わせた全体の事業区域をいいます。

## 2 許可制度の概要

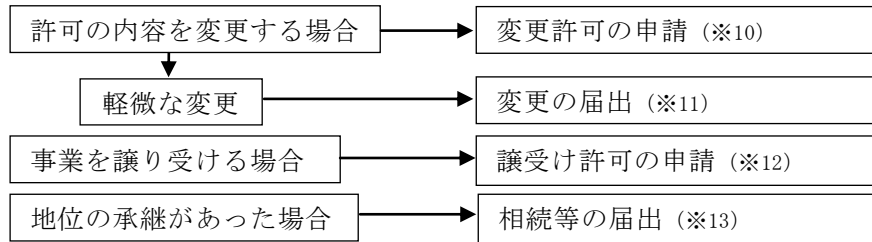


### 3 許可を受けた者の義務

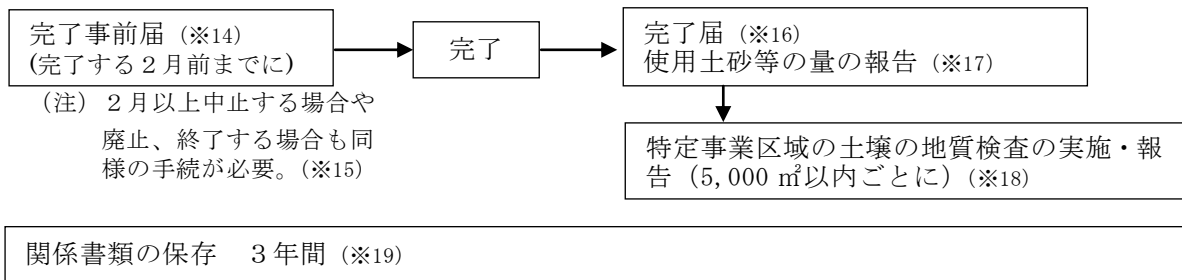
#### 1 施行中



#### ※必要に応じて行うもの



#### 2 完了時等



#### 関係条文

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ※1 条例第22条        | ※11 条例第15条第8項   |
| ※2 条例第14条        | ※12 条例第26条      |
| ※3 条例第8条・第14条    | ※13 条例第27条      |
| ※4 条例第21条第3項     | ※14 条例第24条第1項   |
| ※5 条例第17条        | ※15 条例第23条・第25条 |
| ※6 条例第18条        | ※16 条例第24条第3項   |
| ※7 条例第19条第1項・第2項 | ※17 条例第19条第3項   |
| ※8 条例第19条第3項     | ※18 条例第20条      |
| ※9 第20条          | ※19 条例第31条      |
| ※10 第15条第1項      |                 |

## 第2 特定事業許可申請書の作成要領

### 1 必要書類一覧（特定事業）

No.	書類・図面	チェック欄
1	申請書	
	申請書の記載事項で別紙となっているもの (添付書類に記載されていれば不要)	
2	特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
3	特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造	
4	特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項	
5	特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	
	添付書類 (1つの図面等に2つ以上の内容を記載しても可)	
6	住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）	
7	特定事業場の位置図	
8	特定事業場の平面図・縦断図・横断図	
9	特定事業場の公図の写し	
10	使用する土砂等の予定量の計算書	
11	構造安定計算書（必要な場合のみ添付）	
12	擁壁関係書類（必要な場合のみ添付）	
13	施工計画書	
14	構造基準適用除外書面（必要な場合のみ添付）	
15	現場責任者であることを証する書面	
16	特定事業区域内土地使用同意書 特定事業区域内施工同意書（必要な場合のみ添付）	
17	近隣住民、近隣の土地の所有者等への説明が完了していることを証する書面	
18	搬入経路図	

注・提出部数は、2部とする。

- ・1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を記載する。

## 2 特定事業許可申請書（様式第5）記載要領

（条例第12条第1項関係）

- ・提出部数は2部。申請書類は正本1部、他の1部は写しでも可。
- ・添付書類、図面は、他の添付書類、図面と併用することも可。その場合、書類等の名称を全て記載してください。

### 【申請書関係】

#### 1 申請者

特定事業を行おうとする事業者名を記載してください。

申請者が法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。

#### 2 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載してください（別紙で記載することも可）。

#### 3 特定事業場・特定事業区域の面積

面積の解る図面を添付してください。

#### 4 特定事業に供する施設の設置計画及び位置

図面に土砂等の搬入路、排水溝、排水枡、現場事務所等の施設の位置を明示してください。

#### 5 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、特定事業区域の面積が10,000 m<sup>2</sup>以上である場合は、他の特定事業と兼務することはできません。

#### 6 特定事業に使用される土砂等の量

別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」の予定量の合計におおむね合致すること。

#### 7 特定事業の期間

特定事業を行う期間（2年以内とする。）を記載してください。

許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。

#### 8 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

条例施行規則の別表第2に掲げる構造のとおりとし、施行の前後の構造が判別できる断面図等とし、必要に応じて、のり面保護工の種類、方法等を記載してください。

#### 9 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所、発生元事業者名、各発生場所からの搬入予定量及び搬入期間について、別紙「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」に記載してください。予定量の合計が特定事業に使用される土砂等の量におおむね合致すること。



- 10 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置  
平面図等に必要な措置を講じたものを作成してください。

#### 【添付書類関係】

##### 1 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）

- (1) 申請する日前6月以内に発行されたものに限る。
- (2) みよし市に住所を有する者は、住民票に変えて住民基本台帳閲覧同意書を提出することで、住民票の添付は省略することができます。

##### 2 特定事業場の位置図

道路、地勢等周辺の状況が判明できるもの。

##### 3 特定事業場の平面図・縦断図・横断図

特定事業施工前の現状及び施工後の形状が判別できるもの。縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。

##### 4 公図の写し（市役所税務課の公図の写しでも可）

特定事業場を明示し、特定事業場の地目等を記入したもの。

##### 5 使用する土砂等の予定量の計算書

搬入する土砂等の量を積算した計算書を添付してください。

##### 6 構造安定計算書（必要な場合のみ添付）

- (1) 土質試験等に基づき構造の安定計算を行った場合に添付すること。
- (2) 条例施行規則の別表第2の構造上の基準に基づいて必要に応じて添付してください。

##### 7 擁壁関係書類（必要な場合のみ添付）

擁壁を用いる場合は、当該擁壁の概要、構造計画等を明示した書類を添付すること。

##### 8 施工計画書

- (1) 各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表
- (2) 使用する機械や資材を記載した書類

##### 9 構造基準適用除外書面（必要な場合のみ添付）

特定事業が条例施行規則の別表第4に掲げる砂防法など他の法令の行為に該当する場合には、許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付してください。

##### 10 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めたその特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。（P19参照）

##### 11 特定事業区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、土地所有者の特定事業区域内土地使

用同意書（様式第 2）を添付してください。

#### 12 特定事業区域内施工同意書（必要な場合のみ添付）

特定事業区域の土地に事業の施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権）者が存する場合には、当該権利者の特定事業区域内施工同意書（様式第 4）を添付してください。

#### 13 近隣住民、近隣の土地の所有者等への説明が完了していることを証する書面

特定事業区域の境界線からの水平距離が 15m の範囲内の住民、土地の所有者等の名簿及び説明を行った期日を記載したもの。（P20 参照）

※ ただし、まちづくり土地利用条例の特定開発事業に該当し、市長から「命令しない旨の通知」又は「命令に従った旨の通知」を受けたときは、通知書の写しを添付することにより、土壌汚染防止条例による近隣住民等への説明を省略することができます。

#### 14 搬入経路図

土砂等の発生場所ごとの現場から当該許可申請地までの土砂等の搬入経路のうち、みよし市内の搬入経路について道路名又は図面により示したもの。

### 第3 一時たい積特定事業許可申請書の作成要領

#### 1 必要書類一覧（一時たい積特定事業）

No.	書類・図面	チェック欄
1	申請書	
	申請書の記載事項で別紙となっているもの (添付書類に記載されていれば不要)	
2	特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
3	特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造	
4	特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置	
	添付書類 (1つの図面等に2つ以上の内容を記載しても可)	
5	住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）	
6	特定事業場の位置図	
7	特定事業場の公図の写し	
8	遮断構造に関する図面（必要な場合のみ添付）	
9	特定事業場の平面図・縦断図・横断図	
10	構造基準適用除外書面（必要な場合のみ添付）	
11	現場責任者であることを証する書面	
12	特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書 特定事業区域内施工同意書（必要な場合のみ添付）	
13	近隣住民、近隣の土地の所有者等への説明が完了していることを証する書面	

注・提出部数は、2部とする。

- ・1つの図面等に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を記載する。

## 2 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6）記載要領

（条例第12条第2項関係）

- ・提出部数は2部。申請書類は正本1部、他の1部は写しでも可。
- ・添付書類、図面は、他の添付書類、図面と併用することも可。その場合、書類等の名称を全て記載してください。

### 【申請書関係】

#### 1 申請者

特定事業を行おうとする事業者名を記載してください。

申請者が法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。

#### 2 特定事業場の位置

特定事業場の地番を全て記載してください（別紙で記載することも可）。

#### 3 特定事業場・特定事業区域の面積

面積の解る図面を添付してください。

#### 4 特定事業に供する施設の設置計画及び位置

図面に土砂等の搬入路、排水溝、排水柵、現場事務所等の施設の位置を明示してください。

#### 5 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、特定事業区域の面積が10,000㎡以上である場合は、他の特定事業と兼務することはできません。

#### 6 特定事業に使用される土砂等の搬入・搬出予定量

年間の土砂等の搬入及び搬出の予定量を記載してください。

#### 7 特定事業の期間

特定事業を行う期間を記載してください。

許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」としても可。

#### 8 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造

条例施行規則の別表第3に掲げる構造のとおりとし、土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できる平面図及び断面図を添付してください。

#### 9 土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置

平面図及び立面図に、工法等を記載してください。

### 【添付書類関係】

#### 1 住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）

- (1) 申請する日前6月以内に発行されたものに限る。
- (2) みよし市に住所を有する者は、住民票に変えて住民基本台帳閲覧同意書を提出することで、住民票の添付は省略することができます。

## 2 特定事業場の位置図

道路、地勢等周辺の状況が判明できるもの。

## 3 公図の写し（市役所税務課の公図の写しでも可）

特定事業場を明示し、特定事業場の地目等を記入したもの。

## 4 遮断構造に関する図面（必要な場合のみ添付）

表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合については、その構造が判明する断面図を添付してください。

## 5 特定事業場の平面図・縦断図・横断図

特定事業施工前の現状及び施工後の形状が判別できるもの。縦・横断図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。（土砂等のたい積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。）

## 6 構造基準適用除外書面（必要な場合のみ添付）

特定事業が条例施行規則の別表第4に掲げる砂防法など他の法令の行為に該当する場合には、許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付してください。

## 7 現場責任者であることを証する書面

事業者が定めたその特定事業場の現場責任者であることが確認できるもの。~~(P19参照)~~

## 8 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書

特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第3）を添付してください。

## 9 特定事業区域内施工同意書（必要な場合のみ添付）

特定事業区域の土地に事業の施工の妨げとなる権利（地上権、永小作権、質権、賃借権）者が存する場合には、当該権利者の特定事業区域内施工同意書（様式第4）を添付してください。

## 10 近隣住民、近隣の土地の所有者等への説明が完了していることを証する書面

特定事業区域の境界線からの水平距離が15mの範囲内の住民、土地の所有者等の名簿及び説明を行った期日を記載したもの。~~(P20参照)~~

※ ただし、まちづくり土地利用条例の特定開発事業に該当し、市長から「命令しない旨の通知」又は「命令に従った旨の通知」を受けたときは、通知書の写しを添付することにより、土壌汚染防止条例による近隣住民等への説明を省略することができます。

## 第4 特定事業変更許可申請書の作成要領

特定事業について許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更の許可を受けてください。また、既に同意した土地所有者等に対し変更する事項について同意を得て、近隣住民等への説明も行ってください。

### 特定事業変更許可申請書（様式第7）記載要領（条例第15条第1項関係）

提出部数は2部。申請書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

#### 1 申請書関係

変更許可申請において変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

#### 2 添付書類関係

- (1) 変更に係る書類及び図面
- (2) 特定事業区域内土地使用同意書及び特定事業区域内施工同意書
- (3) 近隣住民、近隣の土地の所有者等への説明が完了していることを証する書面

#### 3 期間延長及び区域の拡大

期間延長の変更は1年以内とし、特定事業区域を拡大する変更はできません。

## 第5 特定事業の軽微な変更

特定事業について規則で定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届により関係書類を添付し、遅滞なく届け出てください。また、既に同意した土地の所有者にその旨を通知し、その写しを添付してください。

### 特定事業軽微変更届（様式第8）記載要領（条例第15条第8項関係）

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

#### 1 事業者に関する変更事項 ⇒ 住所（所在地）、氏名（名称）、法人の代表者

添付書類：住民票・登記事項証明書・会社の定款など変更内容が明らかな書類等

#### 2 現場責任者の氏名又は職名の変更

添付書類：事業者が定めた特定事業場における現場責任者であることを証する書面

#### 3 事業に関する変更事項 ⇒ 特定事業に使用される土砂等の量、発生場所又は期間等の搬入計画

添付書類：土量変更の理由及び土量計算書、発生場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等の搬

入計画に関する事項」を添付してください。

なお、使用される土砂等の量が許可計画量を超える量については、変更許可申請として取扱うこととなります。

## 第6 特定事業の施行（許可後の手続）

### 1 標識の設置（条例第22条第1項関係）

特定事業に関することを表示した標識（様式第21）を特定事業場の見やすい場所に掲示してください。

### 2 特定事業区域の境界表示（条例第22条第2項関係）

特定事業区域とそれ以外の区域との境界を明らかにするため、境界の屈曲点やその他必要な地点に境界標（杭等）を設置してください。

### 3 特定事業着手届（様式第10）記載要領（条例第17条関係）

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届を提出してください。

### 4 土砂等搬入届（様式第11）記載要領（条例第18条関係）

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 土砂等の搬入を行う前に必ず、土砂等搬入届を提出し、市の確認を受けてください。  
※地質分析の結果が安全基準に適合しないときは、搬入することができません。
- 2 土砂等の発生場所1カ所ごとに作成してください。
- 3 同一の発生場所の場合は、5,000 m<sup>3</sup>までごとに作成してください。
- 4 添付書類は、土砂等発生元証明書（様式第12）、検査試料採取調書（様式第13）、地質分析（濃度）結果証明書（様式第14）、土砂等の発生場所の平面図及び現場写真

#### (1) 土砂等発生元証明書（様式第12）

- ① 宛名は、特定事業を行う事業者となります。
- ② 発注者の欄及び施工期間の欄には、土砂等の発生場所の工事についての発注者及び施工期間を記載してください。
- ③ 土砂等発生総量の欄には、その工事現場から発生する総予定土量を記載し、括弧内にその発生現場から特定事業場へ搬出する契約量を記載してください。
- ④ 今回の証明に係る土砂等の量の欄には、搬出契約量のうち今回の証明書にかかる土砂等の量（1回に最高5,000 m<sup>3</sup>まで）を記載してください。

#### (2) 検査試料採取調書（様式第13）

- ① 地質分析のための検査試料を採取した者が作成してください。



② 検査試料の採取を自ら行う場合は、検査を依頼する分析機関に採取方法、容器、採取量などをよく確認しておく必要があります。

※ 条例第 18 条第 1 号～第 3 号のいずれかに該当する場合は、添付を省略できる。

(3) 地質分析（濃度）結果証明書（様式第 14）

① 環境計量士が発行したものに限る。

② 分析機関が定める様式でも可。ただし、条例施行規則の様式で定める事項を確認できるものに限る。

※ 条例第 18 条第 1 号～第 3 号のいずれかに該当する場合は、添付を省略できる。

(4) 土砂等の発生場所の平面図及び現場写真

① 土砂等の発生場所の平面図に地質検査の試料を採取した地点を示したものの。

**5 土砂等管理台帳(様式第 16 または 17)記載要領**

(条例第 19 条第 1 項・第 2 項関係)

- 1 土砂等の発生場所ごとに作成すること。
- 2 各項目に記載するとともに、搬入された土砂等の一日当たりの量、当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段(搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名)を記載してください。
- 3 一時たい積特定事業にあつては、当該事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳も記載してください。

## 第7 定期報告

特定事業者は特定事業を開始した日（具体的には着手日）から6月ごとに、特定事業に使用された土砂等の量及び事業区域の土壌の地質検査を実施し、その結果を報告してください。

### 1 特定事業状況報告書（様式第18または19）記載要領 （条例第19条第3項関係）

- ・提出部数は2部。報告書類は正本1部、他の1部は写しでも可。
- ・報告書は6月間を経過した日から1週間以内に提出してください。

#### 1 実施済面積・実施済量

報告に係る期間内に実施した数値を記載するとともに累計を記載すること。

#### 2 今回報告量

報告に係る期間内に搬入（又は搬出）された量を記載すること。

#### 3 累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

#### 4 添付資料

報告に係る期間内の土砂等管理台帳の写し

### 2 特定事業地質検査報告書（様式第20）記載要領 （条例第20条関係）

- ・提出部数は2部。報告書類は正本1部、他の1部は写しでも可。
- ・報告書は6月間を経過した日から1週間以内に提出してください。

#### 1 地質検査

事業区域を5,000㎡以内ごとに区分し、当該区分ごとの土砂等の試料を1検体採取（採取は5点混合）して分析を実施してください。なお、検体のサンプリングについては市職員立会いの上実施することとし、定期報告の時期が到来した際には、都市計画課へ連絡し、日時等を調整してください。

#### 2 添付書類

- (1) 検査試料採取調書（様式第13）
- (2) 地質分析（濃度）結果証明書（様式第14）
- (3) 検体を採取した場所を示した平面図及び現場写真

※ 条例第20条ただし書（条例施行規則第15条第2項各号）に該当する場合は、この報告書の提出を省略できる。

## 第8 特定事業の完了

特定事業を完了したときは、特定事業完了届等を提出するとともに、搬入した土壌の地質分析を実施してください。

### 1 特定事業完了事前届（様式第 24）記載要領（条例第 24 条第 1 項関係）

提出部数は 2 部。届出書類は正本 1 部、他の 1 部は写しでも可。

- 1 事前の届は特定事業が完了する 2 月前の日までに提出してください。
- 2 特定事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業完了事前届を提出してください。

### 2 特定事業完了届（様式第 25）記載要領（条例第 24 条第 3 項関係）

提出部数は 2 部。届出書類は正本 1 部、他の 1 部は写しでも可。

- 1 完了の届は、特定事業完了後に遅滞なく提出してください。
- 2 特定事業が完了した場合には、完了した形態での平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業完了届を提出してください。

### 3 特定事業状況報告書（様式第 18・19）（条例第 19 条第 3 項関係）

提出部数は 2 部。報告書類は正本 1 部、他の 1 部は写しでも可。

- 1 報告書は完了届を提出するときに併せて提出してください。
- 2 記載要領及び添付書類は、原則として定期報告（P15 参照）と同様です。

### 4 特定事業地質検査報告書（様式第 20）（条例第 20 条関係）

提出部数は 2 部。報告書類は正本 1 部、他の 1 部は写しでも可。

- 1 報告書は市長が指定する日までに提出してください。
- 2 検査方法及び添付書類は、原則として定期報告（P15 参照）と同様です。

※ 条例第 20 条ただし書（条例施行規則第 15 条第 2 項各号）に該当する場合は、この報告書の提出を省略できる。

## 第9 特定事業の廃止・中止

### 1 特定事業廃止(中止)事前届(様式第22)記載要領 (条例第23条第1項関係)

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 特定事業を施工の途中で廃止又は中止(2月以上1年未満)しようとする場合には、廃止又は中止しようとする日の2月前の日までに、当該事業を廃止又は中止するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業廃止(中止)事前届を提出してください。

### 2 特定事業廃止届(様式第23)記載要領 (条例第23条第3項関係)

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 廃止の届は、特定事業廃止後に遅滞なく提出してください。
- 2 特定事業を施工の途中で廃止した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業廃止届を提出してください。

### 3 特定事業状況報告書(様式第18・19) (条例第19条第3項関係)

原則として特定事業の完了のときの報告と同様です。

### 4 特定事業地質検査報告書(様式第20) (条例第20条関係)

原則として特定事業の完了のときの報告と同様です。

## 第10 特定事業の終了

### 1 特定事業終了事前届(様式第26)記載要領 (条例第25条第1項関係)

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業終了事前届を提出してください。

### 2 特定事業終了届(様式第27)記載要領 (条例第25条第3項関係)

提出部数は2部。届出書類は正本1部、他の1部は写しでも可。

- 1 終了の届は、特定事業終了後に遅滞なく提出してください。
- 2 特定事業が終了した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで、平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業終了届を提出してください。

### **3 特定事業状況報告書（様式第 18・19）**

（条例第 19 条第 3 項関係）

原則として特定事業の完了のときの報告と同様です。

### **4 特定事業地質検査報告書（様式第 20）**

（条例第 20 条関係）

原則として特定事業の完了のときの報告と同様です。